

令和7年6月18日

甲佐町 AI デマンド型交通実証実験業務委託
公募型プロポーザル参加者 様

甲佐町長 甲 斐 高 士

回答書

甲佐町 AI デマンド型交通実証実験業務委託に関する質問について、【別紙】質問および回答一覧のとおり回答します。

【別紙】質問および回答一覧

| 番号 | 資料 | ページ | 該当箇所 | 質問 | 回答 |
|----|------|-----|--|---|---|
| 1 | 仕様書 | 1 | 6 運行方法 | 運行方法は定時定路線+デマンド型交通（自由経路ミーティングポイント型）と記載がありますが、定時定路線の運行はシステムで制御し、ルート案内する必要がありますでしょうか。（業務内容に車両2台分についてシステムの設定・導入と記載がありますので念のためご確認ください。） | 定時停路線の運行については、システム制御およびルート案内の必要はございません。車両2台両方をデマンド型交通に用いる可能性もあるため、仕様書の記載となっております。 |
| 2 | 仕様書 | 1 | 6 運行方法 | 本実証では「定時定路線」と「デマンド型交通」の両形態が併用されるとのことですが、システムが適用されるのは「デマンド型交通」のみである一方、運行体制の構築や事業全体に関する支援は両形態を対象とした包括的な支援が求められている。という理解で相違ないでしょうか。 | ご認識の通り、定時停路線の運行に際してはデマンドシステムは用いませんが、業務支援については、両運行形態を対象に事業全体の支援をお願いします。 |
| 3 | 仕様書 | 2 | 6 運行方法 デマンド交通 乗降ポイント | 60箇所程度と記載がございますが、道路の対面も含め60箇所でしょうか。それとも、道路対面への設置（上り・下り）を別でお考えでしょうか。運行区域図に記載のある既存のバス停35箇所が、上り・下りを分けずに記載があるため、最大で既に70箇所とお見受けいたしましたので、ご教示いただけますと幸いです。 | ご質問にあります「上り・下り」については、別で考えておりません。一つの表示板上り・下り双方が含まれるものを想定しております。 ※乗降ポイント数=表示板の数となります。 |
| 4 | 仕様書 | 2 | 7 業務内容 (1) システム及び車載端末の設定・導入 | システム及び車載端末の設定・導入について 車載端末は2台分を準備することでよろしいでしょうか。 | ご認識の通り、車2台分の車載端末導入を想定しております。 |
| 5 | 仕様書 | 4 | 9 システムの機能及び仕様 (1) サーバ機能 ③情報の管理に関すること | 乗降ポイントの登録・編集・削除の記載がありますが、乗降ポイントの設定には、交通管理者及び道路管理者の許可が必要になります。 そのため、委託者で編集するのではなく、依頼を弊社にいただき、上記管理者からの許可をいただく間に、正常に新規乗降ポイントへの案内・乗降処理が行えるか検証を弊社で実施し設定する方式でもよろしいでしょうか。 | 乗降ポイントの登録・編集・削除については、ご認識の通りで大丈夫です。 閲覧については委託者側から常時可能なものを想定しております。 |
| 6 | 仕様書 | 5 | 9 システムの機能及び仕様 (3) その他 | (3) その他の希望乗車時間の残りの座席数については、その後の予約キャンセルや追加予約・乗合状況により増減するため、予約時点でのみ確認することができる仕様でよろしいでしょうか。 | ご認識の通り、予約時点のものが確認できるもので大丈夫です。 |
| 7 | 仕様書 | 5 | 9 システムの機能及び仕様 (3) その他 | 「⑤利用者が希望乗車時間の残りの座席数を確認することができること。」とありますが、本機能は必須機能としての実装が求められているものかご確認させてください。 あわせて、本機能が求められた背景や運用上の想定（例：利用者の混雑回避・利便性向上など）についてもご教示いただけますと幸いです。 | 「ページ番号4 9 システムの機能及び仕様」に記載の通り、搭載することが望ましい機能となります。そのため、必須の機能ではございません。 本機能については、利用者が複数名で利用予約をする際など、予約時間の検討材料の一つとして情報を活用することを想定しています。 |
| 8 | 仕様書 | 6 | 10 事業立ち上げのための支援・調整の内容 (3) 広告物等の作成 ①パンフレット作成 | A3表の仕様で問題ないでしょうか。 | 問題ございません。 |
| 9 | 仕様書 | 6 | 10 事業立ち上げのための支援・調整の内容 (3) 広告物等の作成 ②乗降ポイントマップ作成 | パンフレットとは別にA3表のイメージであっておりますでしょうか。パンフレットとセットでA3表裏でも対応可能かご教示いただけますと幸いです。 | ご認識の通り、乗降ポイントマップは、パンフレットとは別での印刷を想定しておりますが、ご質問の「パンフレットとセットでA3表裏」の作成も可能とします。 ただし、その際の作成数は、2,000部とします。 |
| 10 | 仕様書 | 6 | 10 事業立ち上げのための支援・調整の内容 (4) 運行車両の購入に係る支援 | 保険料について、金額算定のため、対人対物や車両に対する補償の条件をご教示下さい。 また、車両概要について7人乗りのエコカーについては、より最適な提案が可能な場合は、上限金額の中で提案してよろしいでしょうか。 | 自動車損害賠償補償法により加入が義務付けられている、自賠責保険について手配をお願いいたします。 任意保険については、別途委託する運行事業者が加入するものとします。 また、車両については、仕様書に準ずるもので、より適した提案があれば、提案価格の上限額の範囲内であれば可能とします。ただし、車両2台とも普通免許で運転可能なものとしてください。 |
| 11 | 仕様書 | 6 | 10 事業立ち上げのための支援・調整の内容 (4) 運行車両の購入に係る支援 | 仕様書にて記載のある車両の購入費（新車2台分）および、納車が間に合わない場合のリース費用について、いずれも本業務の契約上限額（16,291,213円・税込）に含めて積算すべき費用と理解してよろしいでしょうか。 | ご認識の通り、提案価格の上限額（16,291,213円）に含むものとします。 |
| 12 | 仕様書 | 6 | 10 事業立ち上げのための支援・調整の内容 (4) 運行車両の購入に係る支援 | 車両の保険に関して、自賠責保険および任意保険の加入手続きについては、受託者側での手配が必要と理解してよろしいでしょうか。 また、これらの保険料については契約金額の上限（16,291,213円・税込）に含めて積算する必要があるかどうか、あわせてご教示いただけますと幸いです。 | 自動車損害賠償補償法により加入が義務付けられている自賠責保険について手配をお願いいたします。 任意保険については、別途委託する運行事業者が加入するものとします。 上記の保険料については、ご認識の通り、提案価格の上限額（16,291,213円）に含むものとします。 |
| 13 | 仕様書 | 6 | 10 事業立ち上げのための支援・調整の内容 (4) 運行車両の購入に係る支援 | 車両のボディカラーが「ホワイト」と記載されていますが、白色は必須要件でしょうか。 他の単色（例：シルバーやライトグレー等）でも支障がない場合は、許容される色や条件等についてご教示いただけますと幸いです。 | 車両のボディカラーについては、ホワイト（白色）を必須としております。 |
| 14 | 仕様書 | 6 | 10 事業立ち上げのための支援・調整の内容 (4) 運行車両の購入に係る支援 | 「(4) 運行車両の購入に係る支援」において、「新車」との記載がございますが、未使用車（届出済未使用車）や、走行歴のない展示車両なども対象外とされるのかご確認させてください。 また、新車以外が不可とされる場合、その理由（例：補助金条件、保険対応、信頼性確保など）についてもご教示いただけますと幸いです。 | 本事業にて購入する車両については、「新車」のみを対象とします。 本車両については、有償で一般の住民を輸送するために使用するものであることから、利用者に安心して利用いただくため「新車」としております。 |
| 15 | 仕様書 | 7 | 10 事業立ち上げのための支援・調整の内容 (5) コールセンターの設置・運用 | 熊本県内にコールセンターを設置について、その背景は地元精通方言等への対応が可能かつ運行事業者とのやり取りが適宜可能なことと認識しておりますが、その条件は遠隔地であっても対応可能な場合は、県内でなくても提案は可能でしょうか。県内であっても片道100km以上の場所もございますので、もし、上記以外に県内でなければならない理由がありましたらご教示ください。 | 熊本県内への設置が望ましいものですが、業務の履行に支障がないのであれば県外の設置も可能とします。 仕様書に熊本県内にコールセンターを設置することと記載しているのは、運行事業者は県内の事業者を予定しているため、コールセンターと運行事業者間の連携が容易に行えるようにするためです。 |
| 16 | 仕様書 | 7 | 10 事業立ち上げのための支援・調整の内容 (5) コールセンターの設置・運用 | 「熊本県内にコールセンターを設置」と記載がありますが、こちらの設置場所について、熊本県内であることが必須要件かどうかをご確認させてください。 あわせて、県内設置を求める背景についてもご教示いただけますと幸いです。 | 上記の回答と同様です。 |
| 17 | 実施要領 | 5 | 9 第二次審査（プレゼンテーション） | 提出した企画提案書と同一の内容のシステム操作デモンストレーションは実施可能でしょうか。 | プレゼンテーションの発表時間（20分以内）であれば問題ありません。 |